

令和5年度第1回伊予市障がい者福祉計画策定審議会 会議録

- 日 時 令和5年9月27日（水）
午後3時～午後5時10分
- 場 所 伊予市役所4階 大会議室
- 出席者 藤田 正明委員、上本 昌幸委員、水田 恒二委員
(委員) 福島 久子委員、矢野 雄大委員、井上 寛規委員
阿部 富美委員、田中 大祐委員、西村 幸委員
仲神 正人委員、森川 美恵子委員、空岡 直裕委員
伊予岡 一幸委員、小倉 直子委員、相原 勝委員
- (事務局) 向井 裕臣指導監、米湊 明弘福祉課長
小笠原 聡子福祉課長補佐、松林 明子福祉課係長
- (欠席者) 水本 説男委員
- 次 第 1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長挨拶
4. 自己紹介
5. 会長及び副会長選出
6. 諮問
7. 議題
(1) 審議会の進め方及び今後のスケジュールについて
(2) 「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」
の進捗状況について
(3) 「第3次伊予市障がい者計画、第7期障がい福祉計画及
び第3期障がい児福祉計画」の骨子案について
(4) アンケート調査結果について
(5) 国の基本指針等について
(6) その他（意見交換）
8. 閉会

阿部議長

それでは不慣れでございますが議長を務めさせていただきます。皆様方ご協力をお願い申し上げます。

まず、お手元の資料の次第に基づきまして協議に入らせていただきます。

審議会の進め方及び今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

このまま着座にて失礼いたします。

(1) 審議会の進め方及び今後のスケジュールについてでございます。現在、本市における障がい者施策につきましては、既に策定しております「第3次障がい者計画、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」を基本といたしまして推進しているところでございます。「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」は、令和5年度で計画期間が終了いたします。このため、計画の中間評価、サービス量等目標数値の見直しを図るため策定をするものです。

資料5の5ページをご覧ください。

障がい者福祉計画の作成スケジュール案を出しております。

7月19日から8月4日まで、障害者手帳所持者及び障がい児の保護者の方へアンケート調査を実施いたしました。

また、9月8日から29日まで、障害福祉サービス事業所に意向調査を、そして市内の幼稚園・保育所に発達障がい児、配慮を要する児童に関する調査を行っております。

10月上旬からは「障がい者団体へのヒアリング」、「事業所への合理的配慮実態調査」を行う予定としております。

審議会のスケジュールにつきましては、本日を含めて3回の開催を予定しております。本日は骨子案を基に、計画の概要、障がい福祉の現状と課題についてご審議いただきたいと考えております。

2回目の審議会では、アンケート結果、幼稚園・保育所等の調査等の分析を踏まえ、計画素案をお示しし、委員の皆様のご意見を伺いたいと考えております。

3回目の審議会では、2回目の審議会でもいただいたご意見を基に、素案を加筆修正したうえで、市長に答申する予定となっております。なお、2回目の審議会は12月15日、3回目の審議会は1月中旬に開催を予定しております。日程変更があった場合は、随時連絡をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

阿部議長

ただいまの説明について、ご質問・ご意見ございますでしょうか？

ないようでしたら、次に参ります。

「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の進捗状況について」事務局から説明をお願いします。

「第6期障がい福祉計画」の進捗状況についてご報告させていただきます。資料の6ページをご覧ください。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行についてですが、こちらは障がいのある人もない人も当たり前で生活できる地域社会の実現を目指すため、施設入所からグループホームなどの地域生活へ移行する人数と、施設入所者数の目標値を設定したものです。

令和元年度末時点の施設入所者数を基準といたしまして、令和5年度末までに、地域生活移行者数を4人、施設入所者数を63人、施設入所者数の削減見込みを4人と設定していたところですが、令和5年3月末での実績は、地域生活移行者数の実績は0人、施設入所者数は63人のままで、令和元年度からの増減はございません。

続きまして(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築についてご説明いたします。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数ですが、令和4年度は伊予市自立支援協議会におきまして精神障がい者の退院後の生活について協議を1回実施しております。

(3) 生地域生活支援拠点等が有する機能の充実につきましては、各事業所と連携し機能の充実に図る予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、十分な協議ができていない現状でした。今後は、自立支援協議会において運用状況を確認していく予定となっております。

7ページに移ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等についてですが、福祉施設から一般就労への移行については、就労継続支援を行っている事業所の利用から一般就労へ移行する方の人数や、一般就労した後、就労定着を目指して就労定着支援事業を利用する方の人数の目標値を設定したものです。

一般就労への移行者数は、令和5年度末の目標値2人に対して、令和5年3月末の実績は6人となっております。

就労定着支援事業利用者は、令和5年度末の目標値2人に対して令和5年3月末の実績が3人となっております。

また、就労定着率80%以上の事業所数については、現在、伊予市内には就労定着支援事業を行っている事業所はございません。

続きまして、8ページ「障害福祉サービスの実績」についてご説明いたします。各サービスごとに、令和3年度の目標と実績、令和4年度の目標と実績を表にしております。

ここで訂正のお知らせがございます。

数字の出し方を誤っておりました関係で、訪問系サービス 居宅介護の令和4年度の実績の延べ時間が607時間となっておりますが722時間、重度

訪問介護31時間となっているところが166時間、同行援護37時間となっているところが128時間となっております。

お手数ですが、訂正していただきますようお願いいたします。申し訳ございません。

それでは、特に目標・見込み量と実績の数値に相違がございますサービスといたしまして、就労継続支援（B型）の利用者数、こちらの方が令和4年度の目標135人に対しまして実績が156人で、21人増となっております。

また、居住系サービスの共同生活援助が目標52人対し、実績が63人で12人増となっております。

こちらのB型、共同生活援助の増加は、近年問題となっております、ひきこもり、そして精神障害者の退院による利用が増加したことが影響しているものと思われま。

続きまして9ページをお願いいたします。

こちらは「地域生活支援事業」になります。

特に目標値と実績値に相違があるものとしましては移動支援になります。こちらが目標30人に対し実績が17人となっております。これは新型コロナウイルス感染症の影響により外出が減少したことが影響していると思われま。今後はまた増えていくと考えております。

日中一時支援事業につきましては、目標15人に対し実績が8人となっております。日中一時支援事業につきましては、年々利用が減少しており、これは生活介護や放課後等デイサービスなど他のサービスを利用する方が増えてきたことが原因と思われま。

続きまして、資料14ページをお願いいたします。

「第2期障がい児福祉計画」の進捗状況でございます。

障がい児支援の提供体制の整備等につきましては、4つの目標を定めておりました。

(1) 児童発達支援センターの設置。こちらにつきましては、令和2年11月に児童発達支援センター「伊予くじら」が運営を開始いたしまして事業を実施しております。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築につきましては、児童発達支援センター伊予くじらでこの事業を実施しております。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保につきましては、現在、市内には事業所がございませんが、市外の事業所を利用中でございます。

(4) 医療的ケア児支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置につきましては、伊予市自立支援協議会を協議の場としております。

次に障害福祉サービスについてです。

下の表をご覧ください。

児童発達支援については、令和4年度の目標・見込量が実質34人、延べ人数が466人としておりましたが、実績は59人、延べ人数は567人と大幅に増加しております。

また、放課後等デイサービスについてですが、令和4年度の目標・見込量が実数125人、延べ人数が1,263人となっておりますが、実績は実数が156人、延べ人数1,057人となっております、実人数は大幅に増加しております。

近年、発達が気になる児童が増加傾向にあり、巡回相談支援事業でも気になる児童が増えてきているというのが現状です。

(7) 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置についてですが、現在、伊予市の方では保健センターに1名福祉課に1名配置しております。現在も医療的ケア児の個別ケア会議を行っていますが、今後は自立支援協議会の障がい児支援部会において、支援体制の整備に向けた協議を行っていくこととしております。

以上で第2期障がい児福祉の進捗状況についての説明を終わります。

阿部議長

ただいまの説明についてご質問ご意見ございませんでしょうか？

格別内容でしたら次に参ります。

「第3次障がい者計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の骨格及び骨子案について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

今回の審議会開催にあたり、計画策定業務を委託しております「株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所」の担当者の方に今日はお越しいただいております。

ここからは株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所の担当者からの説明になります。よろしく願いいたします。

株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

それでは資料に沿いまして、計画の骨格及び骨子案について説明をさせていただきます。

事前にお配りさせていただきました資料1と資料2につきましてご説明させていただきます。お手元にご用意いただければと思います。

資料1は計画の骨格案ということで章立ての方をお示ししております。今回の計画は、第3次障がい者計画と第7期障がい福祉計画そして第3次障がい児福祉計画の3つの計画を具体的に取りまとめていくところとなっております。計画の構成としましては、第1章から第6章そして資料編で構成をしております。

第1章では、計画の概要ということで計画策定の背景と趣旨であったり、計画の位置づけなど、計画の基本的な情報について取りまとめをする章となっております。

また、第2章障がい福祉の現状と課題につきましては、統計資料やアンケートをとりまとめながら市の課題を抽出していくところとなっております。

第3章は第3次障がい者計画に当たるところとなっております。第3次障がい者計画は令和3年から令和8年が計画期間ということでまだ計画期間の途中でございますので、基本的には前回策定をした計画の理念、基本方針等は継続をしながら今回の計画に盛り込んでいく予定となっております。また、重点的な取り組みに関しましては、中間評価であったり市の取り組み状況を踏まえて、こちらは見直しを行ってまいります。

第4章と第5章はそれぞれ障がい福祉計画、障がい児福祉計画となっております。こちらに関しましては国の示す成果目標や障がい福祉に関するサービスの3年間の見込み量について展開をしていくところとなっております。

最後、第6章は計画の推進ということで、推進方針について記載する予定となっております。

今回は主に第1章と第2章、第3章の途中までについて説明させていただきます。

資料2の骨子案をご覧くださいと思います。

まず初めに1ページ「第1章 計画の概要」ということで、計画策定の趣旨となっております。

この障がい福祉を巡る国の動向について取りまとめをしておりますが「障害者の権利に関する条約」が署名及び批准に向けて、これまで国におきましても、「障害者基本法」「障害者総合支援法」等の様々な法の整備が進んでまいりました。この法律に関しましても、その後改正等を重ねながら、障がい福祉の充実が図られているところとなっております。

また、近年の動向としましては、平成30年6月に「障害者文化芸術推進法」の施行であったり令和元年6月の「読書バリアフリー法」が施行されるなど、障がいのある方の様々な形での社会参加であったり文化活動を支援するための法の整備が進められております。

また、令和3年9月には「医療的ケア児支援法」が施行され、この国の地方自治体における医療的ケア児の支援を行う責務について初めて明記されております。また、令和4年5月には障がい者の情報取得であったり意思疎通に関する施策を総合的に推進するための「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されるなど、今日にいたっても様々なところが動いている状況です。

では2ページご覧ください。

こちらでは国の障害者基本計画（第5次）のポイントを取りまとめております。この障害者基本計画に関しましては、令和5年3月に政府が講ずる障がい者施策の基本的な計画である「障害者基本計画」が策定されました。

それぞれ今回基本理念であったり、各分野に共通する横断的な視点について取りまとめをさせていただいております。特にこの各分野に共通する横断的視点につきましては、計画推進に当たって、こういったところを踏まえなさいということで示されている内容となっております。例えば「共生社会の実現に資する取組みの推進」については、音声や文字認識などのAI技術を用いた新たな技術を活用しながら、障がいのあらゆる場面でのアクセシビリティの向上についても視点を取り入れましょうということで示されております。

また、「障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組みの推進」としましては、女性、子どもまた高齢者が、それぞれの障がいの状況に加えまして、複合的に様々な困難な状況に置かれているということも踏まえて、さらにきめの細かい配慮が求められているということが提示されております。

続いて3ページをご覧ください。

こちらからは国の基本指針の見直しのポイントとして取りまとめを行っております。国の基本指針に関しましては、市町村や都道府県が障がい福祉計画や障がい児福祉計画を定めるにあたって、踏まえるべき基本的な方針となっており、3年ごとに見直しが行われております。こちらの内容に関しましては、後ほど国の基本指針等についての説明の中で取りまとめて説明させていただきますので割愛いたします。

では、4ページをご覧ください。

伊予市の取り組みということで、令和2年3月に「第3次障がい者計画」「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりの実現を目指してきました。その中で、この第6期障がい福祉計画と第2期障がい児福祉計画が今年度で計画の期間を終了しますので見直しと、第3次障がい者計画に関しましては、中間見直しということでこちらを具体的に進めながら、策定をする流れとなっております。

また、5ページは「計画の位置づけ」ということで、それぞれの計画の根拠法についてお示ししておりますので、ご確認ください。

6ページからは「他計画との関連」について、国や県であったり、市の他計画とも整合を図りながら推進しているところをお示ししております。

また、7ページは「SDGsとの関係」ということでお示しておりますが、このSDGsに関しましては平成27年に国連によって採択をされておりました。

て、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、各国で目標達成に向けた動きが進んでおります。

伊予市様におきましても、令和3年7月に「伊予市SDGs推進指針」を策定をされまして、このSDGsの推進に積極的に取り組んでいらっしゃるところで

す。

このSDGsに掲げられている「誰一人取り残されない包摂的な社会をつくる」という理念は、この障がい者計画でも共通する普遍的な目標であるというふうに捉えております。基本計画に関連するSDGsのゴールということで6つほどお示しをしておりますが、こうした目標の達成に向けて本計画も公表していく役割を担っているということを念頭に置きながら、計画の推進を進める必要があると考えております。

また、8ページは「計画の期間」ということでお示しをしております。障がい者計画は令和3年から引き続き令和8年までの3ヶ年の計画となっております。また、障がい福祉計画と障がい児福祉計画をそれぞれ令和6年から令和8年の3ヶ年の計画として策定の方を行ってまいります。

9ページは「計画の策定体制」ということでお示ししております。

計画策定までの流れを図でまとめており、まず実態調査としまして、障がい者や障がい児アンケート調査を実施しております。また、事業所や団体等への意向調査や発達障がい児に関する調査として、市内幼稚園・保育所等への調査を進めております。あと合理的配慮の提供に関する調査ですけれども、この合理的配慮の提供が来年の4月より民間の事業者においても義務化されるということを受けまして、周知も兼ねた調査として市内の企業様にご協力いただいて、調査の方を進めたいと思っております。経過の方は次回ご報告させていただこうと思っております。その他にも、市の取り組みの整理であったり、この審議会のご意見等もいただきながら、パブリックコメントを経て、最終的に「伊予市第3次障がい者計画」「第7期障がい福祉計画」「第3次障がい児福祉計画」の完成に向けて進めていく流れとなります。

第1章に関しましては以上となります。

続いて10ページからは第2章の説明をさせていただきます。

「障がいのある人等の概況」ということで、統計的な説明となっております。

(1) 総人口と世帯の推移ということで、グラフを記載しております。やはり総人口はずっと減少が続いているという状況でして、年齢のグラフを見ても0歳～14歳、15歳～16歳の人口は減少で推移しております。一方で65歳以上の人口は令和2年を除きまして、増加で推移をしているという状況が続いております。

11ページからは手帳の有る方の情報としまして、(2) 障がい者手帳所持者数の推移ということで、3手帳の所持者数の推移のグラフを記載しており

ます。手帳所持者の全体の数自体は、年によって微増・微減を繰り返していますが、令和5年の数字を平成31年と比較しますと49人増加の2,117人となっております。また、種別では全体の約7割が身体障害者手帳が占めておりますが、その数自体は年々減少しています。一方、精神障害者保健福祉手帳の増加が顕著となっており、精神障害者保健福祉手帳の方も平成31年と比較しますと、令和5年では93人増加、増加率は30%増加している状況にございました。

12ページからは各手帳の詳しい状況について記載しております。

(3) 身体障害者手帳所持者の状況です。こちらでは令和5年3月末時点の数字を記載しております。令和5年3月末時点で身体障害者手帳所持者が1,439人となっております。等級別の内訳を見ますと、重度の方が約53.9%、中度・軽度の方が46.1%と大体半々程度の割合となっております。また、障がいの種別では肢体不自由が最も多くなっております。

13ページからは(4)療育手帳所持者の状況です。令和5年3月末現在で療育手帳所持者数は348人となっております。程度でいいますと、A重度の方が97人、B重度以外の方が251人となっております。さらに年齢別で見ますと、18歳未満の手帳所持者の推移には大きな増減は特にはないですが、18歳以上のB重度以外の方は、増加が顕著となっておりまして、令和5年は平成31年と比較しますと31人増加となっております。

14ページは(5)精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療受給者証に関する受給者の状況についてお示しております。精神障害者保健福祉手帳の所持者数は令和5年3月末時点で330人となっており、等級別では2級が最も多くなっております。さらにこの推移を見ますと、やはり2級3級の数の増加が特に顕著となっており、こうした増加が手帳所持者集全体の増加に繋がっているところとなっております。また、自立支援医療の受給者数を見ましても同様に、令和元年3月末時点で581人。これは平成31年と比較すると約19.1%増加している状況にございます。

15ページは(6)障害支援区分認定の状況です。こちらでも令和5年の数値は274人となっておりまして、区分6の方が最も多いという状況です。また、(7)難病患者等の状況では、令和5年の時点で難病患者のうち障害福祉サービスの対象者は2人という状況にございました。

16ページは(8)障がい児の状況ということで、特別支援学級の在籍者数の推移を記載しております。こちらを見ますと小学校における在籍者数は増加が続いており、中学校の在籍者数については令和2年以降は横ばいで推移をしております。

事務局

それでは続きまして、重点的な取り組みの中間評価については事務局から説明させていただきます。

資料の23ページをご覧ください。

伊予市では、「誰もが自分らしく暮らせ、お互いが支え合う、思いやりがあるまちづくり」を基本理念といたしまして各施策を展開しております。11個の基本目標がございまして、その具体的な取り組み内容は24ページの通りになっております。これらの合意の中でも【重】と書かれている項目が、本計画の中で特に重点的に取り組む目標としております。

資料17ページにお戻りください。

(1) 総合的な相談支援体制づくりといたしまして、障がい者相談員、市内4ヶ所の相談支援事業所、基幹相談支援センターである障害者相談支援センターにおいて相談対応を実施しております。また、福祉まるごと相談窓口で受け付けた相談につきまして各関係機関で支援方法を協議しております。

(2) 地域生活支援拠点の充実といたしまして、居住支援のための機能の一つである「緊急時の受け入れ先」として、短期入所の受け入れ体制の整備について近隣の市町と協議を行っているところですが、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響もあり進捗はございません。

(3) 意思疎通支援の推進といたしまして、平成29年度から手話奉仕員養成講座を実施しておりますが、令和4年度から講座修了者を対象にフォローアップ研修を開始しスキルアップを図っております。手話奉仕員となった方には、手話の啓発や防災関係でのボランティア活動に参加していただくこととしております。

(4) 精神保健福祉の推進といたしまして、年々増加傾向にあります精神保健福祉の対応ケースについて、自立支援協議会の相談支援部会において情報共有を図り、支援体制を整備していくことといたしました。また、保健所、関係機関、ボランティアグループと連携し、地域生活を支援する体制の強化を図っております。

18ページをご覧ください。

(5) 障がい児の支援体制の充実といたしまして、児童発達支援センター伊予くじらで保育所等訪問支援を開始し、児童発達支援事業所から地域の保育園、幼稚園等へ移行する障がい児の支援を実施いたしました。また、発達障害児者及び家族等支援事業といたしまして、ペアレントメンターカフェを12月に開催し、相談機能の強化を図っております。また、今年度のペアレントメンターカフェを年間6回開催の予定としております。

(6) 市における障がい者雇用体制の強化といたしまして、障がい者雇用推進者、職業生活相談者を置き、障がいのある職員が働きやすい環境作りに取り組んでいます。

(7) 防災・防火対策の充実といたしまして、高齢者、障がい者等の個別避難計画作成促進に関する協議を関係課で実施し、今年度からは相談支援事業所等に個別避難計画の作成を委託することとしております。

(8) 広報・啓発活動の推進といたしまして、民間企業の協力のもと、市内のB型就労継続支援事業所2ヶ所による物品販売を実施し、障がい者施設の売り上げ向上や障がいのある人への活躍の支援に結びました。また、発達障がい者への広報・啓発の一環といたしまして、今年度、世界自閉症啓発デーと発達障害啓発週間に合わせて市の職員が発達障がいのシンボルカラーであるブルーの服を着用するというを実施いたしました。

(9) 文化芸術活動の推進といたしまして、例年市役所1階ロビーで開催しております障がい者アート展を、令和4年度はIYOみらい館で開催いたしました。また、手をつなぐ育成会さんの活動の一環といたしまして、愛媛県障がい者芸術文化祭ハートフルミュージカルの舞台美術作品を制作していただき、文化芸術活動につなぐことができました。

以上で重点的な取り組みの中間評価についての説明を終わります。

阿部議長

ただいまの説明についてご質問ご意見ございませんでしょうか？

委員お願いします。

委員

18ページの防災・防火対策の点から。ストマ装具保管事業を始めてから今日までの保管者数の推移。また、そういう制度を知らないオストメイトの方もおられると思うので、その方に対して毎回は無理でも説明してあげてはどうか。書類を読まない人もいるので、口頭で説明してあげては。いつ災害が起こるかかわからないのだから。そういうことをしているのかどうか。その2点について。

あと、障がい者相談員を3名配置していると記載があったと思うが…。

事務局

17ページです。

委員

相談支援体制づくりのところに障がい者相談員3名を設置したとあるが、そのうちの1名は私です。私は議員生活を30年近くやってきて、後半の20数年は自費で市民なんでも相談ということで、作成した紙を新聞の中に入れてやってきた。その時に、障がい者相談員の委嘱を調べてみますと、障がい者問題も市民相談しますよと。相談者数はそんなに多くはないけれど、三か月に1回弁護士と税理士を呼んで市民相談をやってきた。

私が障がい者相談員をしているということを、今では障がい者の方に連絡する方法が無い。名簿をもらえるわけでもない。かつては議員と言う立場を活用して相談員であると伝えることが出来ていた。私が任命されて1～2回は広報で紹介していただいたことがあった。他の行政相談は頻繁に紹介されている。行政も、伊予市の市長名で委嘱状を出しているわけですから、障がいの有る方に分かりやすい方法で相談員の周知に努めていただきたい。

阿部議長

他にございませんでしょうか。

委員よろしく申し上げます。

委員

資料の16ページです。

障がい児の状況というところで、今回この表の中に特別支援学級の状況が出ておりますが、実際この他にも通常の学級に個別な支援で指導ができるシステム、いわゆる通級指導が、また、本市は所管をしておりませんが、特別支援学校に就学しているお子さん方もおりますので、そのあたりの情報等は提供できるかなと思いますので、その辺りも検討していただけたらよろしいのかなと思います。

通級では、就学前の幼児の段階での指導というのも本市独自で指導体制を取っておりますので、そういうところを織り込むのもよろしいかなと思います。以上です。

事務局 それでは今の時点で2名の委員さんにご質問をいただきましたので、事務局から回答させていただきたいと思います。

まず、ストマ装具の災害時の保管事業について、始まった当時は2名でしたが、今現在は4名いらっしゃいます。新規でストマ装具をつけるようになった方にはチラシを配布させていただき、ご案内をさせていただいておりますが、案内する機会といたしまして、申請書を郵送する機会がございます。そのときに再度、チラシを入れさせていただいて、こんな事業をやっていますよということを再度啓発しようとしております。

そして2番目といたしまして、手帳交付時に相談員3名の方については福祉のしおりにお名前入れさせていただいておりご紹介させていただいておりますが、もし相談員3名の方にご了承いただけるのであればぜひ広報に掲載をさせていただいて、ご紹介させていただければと思います。

委員 年1回でもいいので、他の相談員の方々と同様に扱っていただければと思います。それがないと、どこに相談したらいいか分からない。

登録者が2名から4名に倍増ということで、災害の時には困ることがあるから、ぜひ積極的に制度の周知をお願いしたい。

事務局 次に、委員からご提案いただきました通級、そして特別支援学校に行かれています子供さんの数、そういった在籍者数の推移につきましては参考ということでぜひ入れさせていただけたらと思いますので、またその際にはよろしくお願いいたします。

阿部議長 ありがとうございます。

他に何かございますか。

委員お願いします。

委員 健康増進課から、取り組みについてもう少し詳しくご報告させていただきます。17ページの(4)精神保健福祉の推進の2点目で「SOSの出し方に関する教育」について触れていただいておりますが、他の事業もございます。

令和2～令和3年はコロナ禍で思うような取り組みが出来ませんでした。こころの健康相談はそういった状況でも継続して実施できました。コロナ禍特有の相談もありました。

ゲートキーパー養成講座は市民向けと市職員向けに分けて開催しています。今年度は市民向けに11月22日、市職員向けに今週の金曜の9月29日に開催予定です。

SOSの出し方教育に関しては、手を挙げていただいた小中学校に出前講座という形で実施しており、今年度は港南中学校で11月21日に開催予定です。中予保健所・こども家庭センターと共同で開催いたします。

保健センターでは健診を実施しており、健診結果に応じ保健指導を実施しております。保健指導の対象になる方に精神障がいや知的障がいを抱える方もいらっしゃると思いますので、そういった方には個別で指導を実施しております。

健康増進課は障がいを抱える方だけでなく、市民に皆様の健康の保持・増進のため取り組んでおり、これからも取り組んでいきたいと考えております。

以上が健康増進課からのご報告になります。

阿部議長

他に何かご質問等ございますか。

委員、お願いします。

委員

すいません不勉強なので教えていただきたいのですが、やはり障がいのある方にとって相談はすごい大事な事だと思っております。その時に、例えば聴覚の方がいろいろ相談支援のところ、精神保健のところとかいろんなところに行かれた場合、今どのような対応をなさっているのかまず一つ教えていただきたいということと、やはりこういう文書に残していただいて、例えば聴覚の方については「こういう意思疎通支援がありますよ」ということも入れていただくということが私は大事ではないかなと思いますので、提案させていただきました。

阿部議長

事務局お願いします。

事務局

貴重な意見ありがとうございます。

情報アクセシビリティの観点から言いましても、聴覚障がいの方が情報を得るということはとても大事な事だと思っております。市役所に来られた方に関しましては、福祉課に手話通訳者が設置されておりますので、各課で相談窓口に来られた時には対応いただいております。あと、手話の通訳の派遣事業というのもございまして、その派遣事業を利用して、病院とか外出そういった手続きに行きたいですっていうことを申請していただいた方には、手話通訳者を派遣調整していただけるという事業も行っております。

それでもまだまだ足りない部分もあるかと思えます。なので、そちらの情報アクセシビリティ、聴覚の方に限らずですが、視覚障がい者の方であるとか、そういったことも新しく考えていく時期と考えております。

またご意見等ありましたらよろしく願いいたします。

阿部議長

ありがとうございます。

他に何かご質問等ございますか。

委員 株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所さんにお聞きしたいのですが、本市のこの仕事は何回目か、また、県内ではいくつの市町を受けているのか。

株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

前回、3年前の計画策定の際も当社の方でご支援をさせていただいておりますので、今回2回目のご支援になっております。また、県内の策定の支援の実績、状況についてですが、この障がい福祉計画と障がい児福祉計画ほどの市町も今年度一律でする計画となっていますので、愛媛県内でいいますと、伊予市さん、松前町さん、久万高原町さん、西条市さん、砥部町さんのご支援をさせていただいている状況です。

委員 どういう経緯でこちらの会社に決定したのか。それと、大雑把な数でいいので、全国でどのくらいの自治体から請け負っているのか。

事務局 どういった経緯で決定したか、ということですが、伊予市は5月にプロポーザル方式で企画提案からの募集をいたしました。募集があったのは2者でございます。2者でプレゼンをしていただきまして、点数をつけさせていただき、今回ジャパンインターナショナル総合研究所さんに決定させていただきました。

以上でございます。

株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

全国での実績についてですが、大雑把ですが、全部で150近くはあると思っています。

阿部議長 ありがとうございます。

他に何か質問等ございますか。ないようでしたら次に参ります。

アンケートの調査結果について説明をお願いします。

株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

アンケートの調査結果につきましては、こちらの事前にお配りをさせていただきました資料3に沿いまして、少し抜粋しながらご説明をさせていただきます。

まずこちらのアンケートについてですが、計画策定に対しまして障がいのある方のご意見を把握するために調査を実施しております。調査の対象としましては、18歳以上の障害者手帳をお持ちの方、また障害者手帳をお持ちの方の保護者、さらに手帳は持っていないけれども障害児通所支援を利用されている児童の保護者、この三つの方を対象に調査を実施させていただきました。

結果につきましては2ページ以降にお示しをしております。

(1) 回答者の状況について、まず18歳以上の回答いただいた方の年齢及び障がいの状況について掲載をさせていただいております。やはり50代、70

代、80代が一番多い層となっております。また、手帳所持児（18歳未満）及びサービス利用児の回答者の年齢についてもグラフの通りとなっておりますが、サービス利用児の方がやや年齢層としては低いという結果となっております。

3ページではそれぞれ手帳所持の障がい児、サービス利用児の方の障がいの状況についても記載の通りとなっております。

4ページからは（2）困りごとについて、ということで現在の生活で困っていることや不安なことについてお聞きいたしました。まず18歳以上の手帳所持者の結果としましては、「健康や体力」また「将来の生活のこと」が高い結果となっております。中でも前回調査と比較したところ「経済的なこと」「将来の生活のこと」についてはそれぞれ7.1ポイント増加の方が見られまして、やはりコロナ禍を経たりですとか、障がい者の高齢化が進むことで生活に関する不安を抱えている人が増えているのではないかな、というところで示せていただいております。

5ページでは手帳所持者（18歳未満）の方とサービス利用児の保護者に対して、子育てをしている中で現在思っていることについてお聞きしました。こちらの回答では「精神的に疲れる」といった項目が最も多くなっております。身体的精神的な不安を抱えている保護者の方が多いのかな、ということが伺えます。さらに、下のグラフの中で四角の点線で囲っているところなんですけれども、子供の発達に関して周囲などの理解が得にくいことですとか、保護者自身が子供の障がいへの理解に関して悩まれている方がサービス利用児の方が割合的には多くなっている、といったところは少し特徴として表れているかなと見ております。

6ページでは（3）コロナ禍における暮らしへの影響についてお伺いしております。生活重視の変化であったり日常の生活に制限があった中で、やはり今回の調査の中でも、人と直接会って話す機会の頻度やお仕事や通所以外の外出の回数は減ったと答えた人の割合は、それぞれ5割、3割と高くなっているという結果でした。

7ページをご覧ください。

（4）福祉サービスの利用について、ということで、現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービスについてお伺いしております。18歳以上の手帳所持者では、計画相談や居宅介護の利用状況が多くなっております。今後の利用を希望するサービスでも同様に、居宅介護、あと日常生活用具給付の方が高くなっております。また、手帳所持者（18歳未満）とサービス利用児に関しましては、放課後等デイサービス、児童発達支援に関する現在の利用、今後の利用希望が高いサービスとして挙がっております。

8ページでは「福祉サービスを利用するときに何か困ったことがありますか」というところでお伺いしております。18歳以上の手帳所持者の方の結果と

しましては、「これまで福祉のサービスを利用したことがない」「特に困ったことはない」という回答が高くなっているんですけども、その中でも、「どんなサービスがあるのか知らない」13.7、「どのサービス事業者が良いのかわからない」が9.5と、情報提供へのニーズがこういったところからでも伺えるのかな、というところでございます。

9ページでは18歳未満の福祉サービス利用児にしまして、「福祉サービスを利用して子供や親自身に良い変化はありましたか」ということをお伺いしております、こちらも子供や親自身共に「とてもあった」「ややあった」を加えますと、全体的に約8割の方が良い変化があったと実感されています。

10ページは（5）就労についての調査結果となっております。18歳以上の手帳所持者の方に「今現在、あなたはどのような仕事をしていますか」とお伺いしたところ、「現在、仕事をしていない」という方が約6割と最も高くなっております。また、その結果を障がい種別で見たところ、身体の方では「現在、仕事はしていない」の割合が高いんですけども、療育や精神障害保健福祉手帳などの発達障がいの方におきましては、就労継続支援であったり就労移行支援を利用しているところで、福祉的就労の割合が高くなっております。

11ページでは「今後の就労についてどうお考えですか」という就労移行についてお伺いをしました。こちらも全体としましては「年齢や障がいのために働けない」が最も多く、次いで「働きたいと思わない」が高い状況でございます。ただ一方、障がいの種別で言いますと、やはり先ほど同様に療育手帳や精神の方、発達障がいの方では「福祉的就労したい」という回答の割合が他よりも高い状況でございました。

12ページから（6）差別の解消や権利擁護についてです。「差別や偏見を感じる時がありますか」とお伺いさせていただいたところ、18歳以上の手帳所持者では「ほとんど感じたことがない」43.2%、次いで「まったく感じたことがない」が17.5%となっております、前回調査と比較しましても大きく変わらない状況でございます。ただ、手帳所持児やサービス利用児にも同様にお伺いしたんですけども、特にこの手帳所持児の「差別偏見などを感じたことがありますか」に対する「頻繁にある」「時々ある」の割合が約3割、といったところで少し高いなといった結果が出ておりました。

また13ページでは「成年後見制度について知っていますか」とお伺いしたところ、「よく知っている」「多少知っている」を合わせると約3割程度の認知度となっております。また「今後その制度を使うことについてはどうお考えですか」とお伺いしたところ、「わからない」という回答が半数以上となっております、そもそものこの制度についての認知度が十分でないこと

も考慮しまして、今後の制度の利用促進に関しては制度について知ってもらうところから必要なのかなと分析をしております。

14ページ（7）療育・教育についてです。こちらは18歳未満の方の保護者にお伺いした、「お子さんの発達や障がいに気づいた時のお子さんの年齢について」お聞きしました。手帳所持児、サービス利用児共に「0歳～1歳6か月」「1歳7か月～3歳」の割合がほぼ8割以上といったところで、3歳になるまでに8割以上の方がお気づきになられているという状況です。

15ページでは「発達に不安や障がいのある児童生徒にとっての望ましい就学環境について」どうお考えかお聞きしました。手帳所持18歳未満の方では「地域の学校の特別支援学級において教育や支援が得られる環境が良い」という回答が最も高く、サービス利用児におきましても「地域の学校でできるだけ他の児童や生徒と同様の教育や支援を受けられる環境」への回答が高くなっています。このことから、地域の学校で教育や支援を受けられる環境へのニーズが半数以上あるという状況でした。

16ページ（8）介助や支援をしている家族への支援について、こちらに関しましてはアンケートに回答いただいた方の主に介助や支援をしてくださっている家族に対して、ご質問をさせていただきました。まずその介助・支援をしている家族の年齢についてお聞きしたところ、全体では70歳以上が約3割を占めておりまして、特に身体障害者手帳での70歳以上や60歳代の割合が半数を占めているところで、家族の高齢化についても懸念がされるなという印象です。

17ページ（9）障がい児の家族支援についてです。こちらは手帳所持児（18歳未満）及びサービス利用児の保護者に対しまして「お子さんの介助や支援に関連して、本人のきょうだいについてどのような不安や困り事がありますか。」とお聞きしております。回答としては「特にない」「本人のきょうだいはいない」が割合としては高くなっております。一方で、グラフの中の四角の点線で囲っている「きょうだいの学校・学業に影響がある」「本人の介助・支援をきょうだいのみに任せなければいけないときがある」の回答が1割ほど手帳所持の方ではありました。こちらに関しましては、ヤングケアラーに相当するケースも想定されますということで、書かせていただいたのですが、このヤングケアラーは、最近国の方でも調査の方が進んでおり、「本来大人が担うとされていう家事や家族の世話を日常的に行っている子ども」という定義をされております。国でもこのヤングケアラーに関する調査はされておまして、令和2年の調査結果では中学生の5.7%、高校生の4.1%がこのヤングケアラーに相当するという調査結果も出ていました。伊予市様の今回の結果につきましても、全てがヤングケアラーになるかはこの調査のみではわからないんですけれども、やはり障がい児の家族やきょうだいに対

する支援についても、もう少し今後踏まえていかななくてはならない状況なのかなというところに入れております。

18ページでは、ペアレント・メンターによる相談であったり、ペアレント・プログラム、ペアレント・トレーニングについての認知度についてお聞きしました。認知度そのものは手帳所持児の方で約3割強、サービス利用児では1割台半ばにとどまっております。また、「発達に不安や障がいのあるお子さんがいる保護者や家族に対する必要な支援」としては「専門家による障がい児や発達に関する不安のあるお子さんの子育ての相談支援」の結果の方が高くなっておりまして、障がい児に関しましての相談支援体制の入口についてはニーズが高いという状況にあるかなと思っております。

アンケートの調査結果の報告については以上です。

阿部議長

ありがとうございます。

ただいまの説明についてご質問ご意見ございませんでしょうか。

委員

失礼します。

うちの場合は、子どもにアンケートを出しても答えられない状態で私が考えて書いていくんですが、このアンケートの質問内容自体が書いていてだんだん訳が分からなくなってきました。ましてや保護者の方がだんだん高齢化してくると、すごく面倒くさくなってくる。主人もちょっと障害があるんですけど、夫は自分のことだからサクサク書いていました。娘は知的なんですけど、だから18歳以上の回収率が悪いのはそういうところもあるんじゃないかなっていうのを考慮していただきたいなと思います。

以上です。

株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

回答に関しては、基本的にはご本人様に回答いただくようにしておりますが、それが難しい場合は代理の方でお願いしますと書かせてもらっていました。やはり回答される方の状況は様々あるかと思っておりますので、回答方法については、今後は紙だけにするのではなくて、例えばインターネットを使って簡単に回答できるような形をとったりですとか、アンケートだけではなくヒアリングとかを通じて直接お声を聞きながら補足していく事など回答しやすい工夫を検討していきたいと思っております。また3年後もこのアンケートを実施させていただくかと思っておりますので、しっかり取り組ませていただきたいと思います。

ありがとうございます。

阿部議長

他に何か。

お願いします。

委員

12ページの「差別や偏見を感じたことはあるか」で「ほとんどない」の割合が高いというのも、どこまで経験とか差別というものを当事者の方が理解なさってるのか。実際私は聴覚の方の支援をずっとしていたんですけども、

「大人になるまで自分が差別をされていた、ということにも気がつかなかった」とおっしゃってました。まして偏見っていう「他と比べる」って、言葉そのものの出し方といいますか、この言葉が難しいなとすごく私は感じましたので、この「ほとんどない」の数が多いんですけども、本当にそうなのか、と私は思っていました。

事務局 こちらの表現等につきましても、今いただいた方々のご意見を反映させていただきまして、次回のアンケートに反映させていきたいと思えます。「ほとんどない」とはどういった程度なのかも分かりづらい。そして、本人が気がついていないということも考慮が必要だと気づかさせていただきました。

委員 おっしゃられる通り、うちの娘は小さい頃から伊予市なので、伊予市内で差別は感じないんですけど、それこそ職場だとか目に見えないところの差別を彼女がどう受け取っているのか。それを言える子じゃないから。今回も「ほとんどない」につけたと思うんですよ。委員の言われるように難しかったかなって思いました。

 ありがとうございました。

事務局 その点考慮して、参考にさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

阿部議長 委員お願いします。

 9ページですが、子どもさんには6割ほどの方が「とてもよかった」で効果があったと評価があるんですが、親自身にとっては残念ながら47.8ということで我々にとってはちょっと低いのかなと。ここでいう親へのケアに関して、何が必要なのかなと思っております、意見・お考えがあれば教えていただきたい。

株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

 保護者の方へのケアについて、いろんなケースが想定させると思えますが、皆さん障がいに対しての受容ですね。しっかり自分の子供の障がいについてどう関わっていくべきなのか、今後どういうことが必要なのか、それをしっかり保護者の方が受け入れること、それがあってこそその親へのいい影響なのかなというふうに捉えています。まずはしっかり保護者の方と向き合いながら障がい受容に向けてサポートといいますか、少し進むような取り組みとかをやってもよいのではと思います。

阿部議長 委員さんお願いします。

委員 18ページですが、「発達に不安や障がいのあるお子さんがいる保護者や家族に対する必要な支援」というところで、「専門家による障がい児や発達に関する不安のあるお子さんの子育て相談」が一番多くなっていますが、こども家庭センターにおきましては、ちょうど今年の7月に心理カウンセラー、臨床心理士がおります「子育てお悩み相談窓口」をしております。こちらで親御さんの不安であったり、いろんな発達障がいのことで悩んでいる方にリラ

ックスしていただくというところです。月・水・木の午前中に相談を受けていますので、各関係施設とかに周知していただいで皆さんで使っていただければと思っております。

以上でございます。

阿部議長

ありがとうございます。

他に何かご質問等ございますか。

委員

私が研修を行った際にきょうだい児の方の事例を聞いた時、「やっぱりきょうだいに障がいがあったら自分が我慢しないといけない。それが当たり前だった。」や「本当はお母さんを独り占めしたいけど、必ずついてきて独り占めできなかった。しんどかった。」みたいな話を他の同じ境遇の人たちに話すことによって、「こうやって思ってもよかったんだ、これは悪いことじゃなかったんだ」とすごく楽になったと。ご本人さんやご家族さんには支援があるんですが、そういうきょうだいに対する配慮というか、そういうものもとても大事だなどと思います。そういう点で、きょうだいで同じ学校に通うケースもあると思いますが、学校として何か配慮や気に掛けるようなことはあるのでしょうか？

委員

教育間のそういう情報共有はしていますので、授業であったり、関わり合う時には気を付けるようにはしております。自分の家のきょうだいに障がいがあることをどう思っているのか、というのはなかなか難しいんですが、「みんなでこの子を守っていこう、育てていこう、ケアしていこう」というのが家族の中で共有できている場合だったら、学校の中でも共有した例もあります。

友達でそういうお子さんがいたら、保護者、本人、家族の方が良かったら、それを共有して学級の生徒とも話し合った事例もあります。ですから、その保護者の方の気持ちの持ちようであったり、そういったところを学校としてしっかり汲み取って、連携取りながら行きましょうという話は、障がいがあるお子さんの担任であったり、そういったところがしっかりと連携を促していくことも大事なと思います。それがないと、いろんなところで不具合が出てくる、デリケートな問題です。

先ほど「差別を感じない」とありましたが、多分きょうだいは「差別がある」と感じていると思います。「なぜうちのきょうだいのこと笑うんだろうか？」と思っている子もおります。そういうこともありますので、子どもとその当事者であったり、関係者ともしっかりと連携する中でやっていかなければならないと思います。大きく声出していいのかいけないのか人によって違いますから、そのあたりを考えてやっていかないといけないなど教員としては思っております。

以上です。

阿部議長

ありがとうございます。

委員

まだ全国的には広がってないのですが、聴覚の方はきょうだいに聞こえない人がいる場合は、組織と申しますか、少しずつ広がっていて当事者が集まります。集まりは小学生から高校生、大人まで。そういう立場にいた人たちが集まって、「こんなことあったよね。」「あの時しんどかったよね。」っていうのを話してます。そして、誰かが小学校のその子に「わかるよ、私もそうやったよ。」というふうに言ってあげるようなのが、聴覚の中だけではあるんですが少しずつ今広がってきています。やっぱりそういう経験をした大人も含めて子どもたちの集まりはすごく大事ではないかなと思いましたが、情報提供です。

以上です。

阿部議長
委員

ありがとうございます。

聴覚障がいだけでなく、重症心身障がい児を守る会というのがありまして、愛媛の方に支部がありますが、その中でもかなり前、4～5年ぐらい前から話題になっていて、「きょうだいに対してどう配慮するか」というところで家族会として取り組んで、実際にそのきょうだい達にいろんな場面に出てきていただいて、いろんな自分達の悩みを分かち合うと。それで全て解決してるわけじゃないんですけども、そういう会が出てきてきていると思います。本人家族会を巻き込んで、きょうだいていう視点もすごく大事になってくると。そういうところも多分今後の計画の中に取り組みるといいんじゃないかなと思っております。

阿部議長

他に何かご質問等ございませんか。

各別ないようでしたら次に参ります。

国の基本方針等について説明をお願いします。

株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

それでは国の基本指針について資料4でご説明させていただきます。

国の基本支援の見直しのポイントとして、国からは資料の1～2ページの①から⑭までの項目が挙げられておりました。前回の指針から変わったところ、新たに加えられたところなどを少し抜粋しながら説明させていただきます。

まず、①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援に関しましては、重度障害者への支援、強度行動障害を有する障害者への支援と、その障がいへのさらにきめ細かい支援というところで障がい種別に関する支援についても盛り込まれることとなっております。

③福祉施設から一般就労への移行等については、就労選択支援の創設とあります。こちらに関しては第7次より新たに創設される障がい福祉サービスとなっております。サービスの概要としましては、就労支援を希望する障がい者に対してどういう働き方をしたいのか、そのためにどういう適正があるのか等のアセスメントを実施し、それを活用した就労支援サービスや就

労移行の利用に繋げていくサービスとして新しく始まるものとなっております。

また、⑦障害者等に対する虐待の防止については、精神障害者に対する虐待の防止に係る記載について新設されております。

続いて2ページです。

こちら⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進といったところで、国のアクセシビリティに関する記載もあったとおり、基本指針の中でも障がい特性に応じた意思疎通支援や支援者の養成に係る取り組みについても新しく盛り込まれました。

また、⑭地方分権提案に対する対応としまして、計画期間の柔軟化やサービス見込み量以外の活動指標の設定の任意化が新しく国の方で示されております。その活動指標については3ページから説明させていただきます。

この障がい福祉計画においては成果目標と活動指標、いわゆるサービスの見込み量を載せることとなっております。左側は現行計画の第6期・第2期に掲げている成果目標や活動指標です。右側が今回新しく策定をする第7期と第3期計画において盛り込むこととされている、それぞれの成果目標と活動指標についてまとめております。こちら新しく追加されたもの、少し変更があるところについて説明させていただきます。

①施設入所者の地域生活への移行に関しまして、成果目標については移行者の割合についてそれぞれ6%、削減率は5%以上に引き上げられております。また、活動指標について多くは第6期・第2期と同じ内容となっております。その中の生活介護、短期入所、共同生活援助に関しては、重度障がい者の方の利用について内訳の中で個別に見込むようにと国の方で示されております。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築ですが、こちら活動指標については第6期・第2期同じものに加えまして、自立訓練（生活訓練）利用者の内訳として精神障がい者の利用者も個別に見込むよう新しく設けられております。

③地域生活支援の充実ですが、こちらは成果目標の中に強度行動障がい有する者に関して、市町村または圏域において、この支援ニーズを把握する体制を整備していくことが新しく設置されております。また、活動指標に関しても地域生活支援拠点の様々なコーディネーターを担う方の配置人数についても新しく設定する項目となっております。

④福祉施設から一般就労への移行等に関しては、新しく新設される就労選択支援のサービスについて利用者の見込みを設定するところとなっております。

続いて4ページです。

⑤相談支援体制の充実・強化等に関しては、活動指標の中で基幹相談支援センターの設置の有無が新しく記載されることとなっております。さらにその基幹相談支援センターの中で主任相談支援専門員の配置数についても新しく見込むこととなっております。

また⑥⑦⑧については、第6期・第2期と同じ目標値を掲げるところとなっておりますが、⑧障がい児支援の提供体制の整備等については、重症心身障がい児のニーズや医療的ケア児のニーズもしっかり勘案しながら目標数値設定するよう国から示されております。具体的な数値に関しましては、市の実績や今後の取り組み状況に応じた数値を盛り込んだもので次回ご説明、ご協力させていただく予定となっておりますので、今回は項目だけの説明となります。

以上です。

阿部議長
委員

ただいまの説明についてご質問ご意見ございませんでしょうか。

④福祉施設から一般就労への移行等について、就労定着支援利用者数の目標値が令和3年度末実績の1.41倍以上になっていますが、目標値として高目を感じました。利用希望される方は少ないですが、事業所の方がこの事業を積極的に利用しようと勧めているケースをよく聞き、実際それがその人に必要なのか疑問に思うことがあります。そのような中で、やはり数値を入れるのでしょうか？

事務局

ただいまのご質問についてですが、目標として数値を入れるようになると思います。ただ、実際に実施していく中で、必要のない方に進める事業所は実際に存在いたします。その場合は、相談支援専門員さんたちとご相談をさせていただいて、必要であるかないか、この方がこの事業を使うことによって本当に就労に繋がっていくのか、自立した生活に繋がっていくのかなどを見極めながら、相談しながら進めていくことになるかと思えます。

ただ、数値としましては設定はさせていただくこととなります。

以上でございます。

阿部議長
委員

他に何かございませんでしょうか。

就労選択支援が2024年4月1日からスタートしますが、ここに見込みを出すと書いてありますが、この見込みの出し方はどういうものを基準にして見込みの利用者数を把握するのか、もしわかれば教えていただきたいです。

株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

新設されるサービスなので、まずどういった方が利用できるかというところもありますし、見込み値の考え方については県と確認しながら設定していく必要があるかと思えますので、それが分かれば次回のときに説明させていただこうかと思えます。

阿部議長

他に何かございますか。

無いようでしたら次にまいります。

意見交換なっております。何かございませんでしょうか。

委員 B型事業所の話になりますが、利用者の確保が難しい状況になっておりまして、利用したい方がいても送迎の関係でお受けできなかつたり、作業内容に少し合わないという方もいらっしゃいます。そういった方にどうやって事業所の認知をしていただいたり、利用者さんの確保が問題として出てきているので、何かいい案やお話があればお伺いしたいと思っております。

委員 以前、伊予市にもご協力いただいて複数の事業所が合同でバザーをしたり、松山市の方でもバザーなどに参加させていただいたこともあります。また、1事業所単独ではなく合同でみんなのできる事を一緒にして、地域にもアピールできたらいいと思います。

阿部議長 他にございませんか？

委員 失礼いたします。

伊予市には基幹相談支援センターがございます。伊予市社会福祉協議会が基幹相談支援センターの委託を受けておりまして、また今後センターとしての改善であったり、色々取り組んでいけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

阿部議長 他にございませんでしょうか？

無いようですので、以上で議題協議を終了させていただきます。

これをもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力どうもありがとうございました。

事務局 阿部会長様、議事進行、誠にありがとうございました。

次回審議会は令和5年12月15日（金）15時、場所は伊予市総合福祉センターでの開催を予定しております。時期が近づきましたら、改めてご連絡させていただきます。

長時間にわたる慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして第1回伊予市障がい者福祉計画策定審議会を終了いたします。

本日は大変お疲れ様でした。

午後5時10分 閉会